

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北星学園
②設置大学名称	北星学園大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	soumu@hokusei.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年9月17日
⑥点検結果の公表日	2025年9月18日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://houjin.hokusei.ac.jp/disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して、ウェブサイト等を通じて広く明示しています。 (建学の精神等) https://www.hokusei.ac.jp/ideal/founding_principle/
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育過程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して 3 つのポリシーに基づき入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、ナンバリングやカリキュラム・マップを作成し、学生が理解しやすくなるよう工夫しています。また、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。 (教育研究目的と教育方針) https://www.hokusei.ac.jp/ideal/policy/ (自己点検評価報告書) https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/evaluation2/
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学の意思決定機関として、学長を議長とする「大学評議会」を置き、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしています。 北星学園大学 学則及び北星学園大学 大学規程に基づき、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	北星学園大学 学則及び北星学園大学 大学規程に基づき、教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	北星学園大学 FD・SD に関する規程に基づき、ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んでいます。法人及び各学校で策定した中長期計画は、常任理事会、理事会の審議を経て決定しています。</p> <p>(中長期計画)</p> <p>https://www.hokusei.ac.jp/hgu/wp-content/uploads/2023/06/14cd421746add802619fde65b5527adb.pdf</p>
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握しその結果を、ウェブサイト等を通じて内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行います。</p>

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>建学の精神に基づき、地域社会・国際社会での活動に携わる人材を育成するとともに、社会人入学選抜を設け、地域の多様な社会人の受入れや、北星オープンユニバーシティをはじめとする各種講座を開講し、図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することで、生涯学習など多様な学習機会を提供しています。</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>本学における教育・研究から生まれた「知と技」を、自治体、企業・団体、非営利組織等と連携し、地域の福祉、教育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献しています。</p> <p>特に大学が所在する札幌市厚別区と札幌副都心開発公社との三者連携協定を 2008 年に締結し、厚別区の課題解決等に寄与しています。</p>

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>外国人留学生選抜の実施やアクセシビリティ支援室における修学上の困難を感じている学生への支援等で、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受入れる学内環境・体制の整備・充実に努めています。</p>

実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	北星学園役員等候補者選考委員会内規に基づき、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者選考委員会内規」で理事の責務を踏まえた人材確保の方針等を明確にするとともに、「学校法人北星学園寄附行為」、「北星学園理事・監事、評議員及び会計監査人選任内規」及び「理事選任機関議事規則」で選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を定期的開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び「学校法人北星学園寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定しています。 「学校法人北星学園寄附行為」及び「理事会議事規則」で理事会の役割及び責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長、常務理事（業務執行理事）、常任理事で構成される常任理事会で審議し、執行しています。常任理事会の運営に関することは「常任理事会規程」「常任理事会議事規則」に定め、適切に常務理事会の運営を行っています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう、新任・外部を含む理事に対し、学内研修会への参加及び理事・監事を対象とした研究会を実施し、情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者選考委員会内規」で人材確保の方針等を明確にするとともに、「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園理事・監事、評議員及び会計監査人選任内規」で選任過程の透明性を確保しています。

実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園内部監査規程」に基づき、監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、学内研修会への参加及びセミナーへの参加依頼を行い、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園役員等候補者選考委員会内規」で学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園理事・監事、評議員及び会計監査人選任内規」で選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人北星学園寄附行為」及び「北星学園評議員会議事規則」で評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう、新任・外部を含む評議員に対し、学内研修会の参加を案内し、情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じた北星学園大学 危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させています。 法人において「北星学園リスク管理規程」「北星学園リスク対策本部運営要綱」を定め、リスクの顕在化防止に努める等、リスク管理体制を整備しています。

実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、「学校法人北星学園公益通報者の保護等に関する規程」に基づき、内部通報体制を整備しています。また、外部相談窓口も設置しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開をする対象者、方法、項目等を明らかにした「北星学園大学 情報公表ポリシー」を策定し、情報公開を推進しています。 また法人のウェブサイトにおいて、役員名簿、事業計画書・事業報告書（財務情報等）、役員の報酬等の支給基準などについて公開しています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や記号の意味等の分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、ウェブサイトや紙媒体等を活用して、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

II-II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明